

平成 28 年度税制改正要望のポイント

平成 29 年 4 月の消費税率 10%への引き上げを控え、冷え込んでいる新車需要を回復させるため、自動車ユーザーの負担軽減、複雑な税体系の簡素化を実現する。

○ 自動車税の税率引き下げ

- 軽自動車に比べて極めて重い登録車（コンパクトカー等）の税率を引き下げて、軽自動車の負担を基準とする税体系に見直すべきである。
- 平成 28 年 3 月末に期限切れを迎える、グリーン化特例の拡充・延長。

○ 自動車重量税の廃止、抜本見直し

- 将来的な廃止。少なくとも当分の間税率は廃止。
- 廃止までの間は、エコカー減税を維持しつつ、軽自動車との課税のバランスを踏まえた登録車の税体系に見直すべきである。

○ 自動車取得税の廃止

- 消費税率 10%への引き上げ時に確実に廃止

○ 環境性能課税は車体課税全体見直しと合わせ検討

- 環境性能課税を自動車取得税廃止の付け替えとして導入すれば、単純増税。導入せざるを得ない場合は、消費税率 10%への引き上げ時の車体課税全体見直しと併せ、ユーザー負担の軽減、簡素な税体系の実現が確保される中で検討されるべきである。